

令和4年度 計画相談支援 指摘事項一覧

3事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	法定代理受領の通知	法定代理受領した介護給付金の額を、計画相談支援対象障害者等に対し通知していませんでした。法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合には、当該計画相談支援対象障害者等に対し、その給付費の額を通知してください。	基準省令第14条第1項 解釈通知第二の2(10)①	1
2	サービス担当者会議	サービス等利用計画を作成するにあたり、サービス担当者会議の開催等がされていなかったなどの事例がありました。相談支援専門員は効果的かつ現実可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、原案の内容について、サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求めて、その内容を記録に残してください。	基準省令第15条第2項第11号 解釈通知第二の2(11)⑭	2
3	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。具体的な指針を定め、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	基準省令第20条第4項 解釈通知第二の2(16)④	1
4	秘密保持	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合についての同意を、あらかじめ文書にて得ていませんでした。サービス担当者会議等において利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者家族から同意を得てください。	基準省令第24条第3項 解釈通知第二の2(21)③	1
5	サービス提供時 モニタリング加算	サービス提供時モニタリング加算を算定していましたが、モニタリングを実施されておらず記録等を確認することができませんでした。正しい算定となるように、過誤調整を行ってください。	厚労告第125号別表11注 障発1031001号通知第四の12	1